

令和8年度つくば霞ヶ浦りんりんロード利便性向上のための実証実験業務委託 仕様書

1 委託事業名

令和8年度つくば霞ヶ浦りんりんロード利便性向上のための実証実験業務

2 事業目的

つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線の休憩所等において、試験的に自転車修理サービスの提供を実施し、今後のつくば霞ヶ浦りんりんロードの利便性向上のための実証実験を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年11月30日（金）まで

4 委託内容

令和8年9月19日（土）～令和8年9月23日（水）の期間のうち3日程度、つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線の休憩所等で自転車修理サービスの提供を実施し、利用者に対するアンケート調査を行う。

（1）自転車修理サービスの提供

- ・自転車安全整備士による修理サービスの提供を行う。整備士は実施場所1箇所あたり2名以上配置すること。
- ・修理サービス実施に必要な備品（テント・工具・その他必要なもの）については、受託者において手配すること。
- ・修理費用については、事前に委託者に協議し、承認を得ること。
- ・修理の過程で生じた廃棄物等については、環境に配慮し、適切に処分すること。

（2）利用者に対するアンケート調査

- ・実証実験におけるサービスを利用したサイクリストに、アンケート調査を実施すること。
- ・アンケートの調査項目については、委託者と協議のうえ決定する。
- ・事業実施報告書に調査結果及び分析内容を記載すること。

5 成果品等

（1）成果品

- ① 事業実施報告書 2部
- ② ①及び記録写真の電子データ（CD-ROM等により提出）1式
※記録写真については画像データ（JPG等）にて提出すること。

（2）納品先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会（茨城県政策企画部スポーツ推進課内）

6 その他

(1) 打合せ

- ・本業務の実施に際しては、委託者と協議のうえ、業務成果へ切実に反映させること。
- ・受託者は、事業着手前には打合せを行い、その記録を作成し、委託者に提出すること。
- ・打ち合わせに要する経費は、本業務に含むものとする。

(2) 仕様書に定め無き事項等

本業務の受託者は、下記の事項に従い業務を実施することを要する。

- ・施設の使用許可申請等、自転車修理サービスの提供に必要な協議や各種手続きは、受託者が行う。
- ・実証実験に必要となる一切の業務を行う。よって、本書に明記していない事項についても、本業務を遂行するうえで当然備えるべき事項については、要求内容に含まれるものとして、委託者の指示に従い対応すること。
- ・実施場所の選定等については、つくば霞ヶ浦りんりんロードの山側エリア（旧筑波鉄道廃線跡）、霞ヶ浦湖岸エリアからそれぞれ1箇所以上選定し、委託者と協議のうえ決定する。
- ・その他、受託者側からも積極的な提案をし、事業効果の最大化に努めること。
- ・実施予定日が雨天の可能性を考慮し、予め予備日を複数日設定すること。なお、予備日の設定については、令和8年9月19日（土）～令和8年9月23日（水）の期間内を基本とし、委託者と協議のうえ決定する。
- ・また、本書に記載されている業務内容に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方協議の上、決定するものとする。ただし、甲乙間の協議により疑義が解決しない場合には、受託者は委託者の指示に従うこととする。